

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年3月13日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月27日から同年4月16日まで縦覧に供する。

平成26年3月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (農道事業) 上佐地区	高松市創造都市推進 局産業経済部土地改 良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 鍋浦下池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 郷地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 城ヶ谷地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 青池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 広間下地区	〃
高松市十河土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上沖地区	〃
男井間池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 男井間池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 男井間池地区	高松市創造都市推進 局産業経済部土地改 良課 三木町産業振興課